

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月8日(水) 午前9時57分から午前10時37分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 20人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員

10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員

14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 3人

7番 山本 義弘 委員 13番 難波 明朗 委員 15番 中西 公仁 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

8番 山地 康弘 委員 14番 平井 正敏 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第7号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の廃止について
- 議案第8号 農地転用許可制度の運用について【立地基準】の改正について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について
- 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第5号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について
- 報告第6号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて
- 報告第7号 農用地利用配分計画について
- 追加議案第1号 倉敷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について
- 追加議案第2号 令和5年度の最適化活動の目標の設定等について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 板谷 和俊 事務局課長主幹 塩見 雅子
事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子
事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名 なし

	(開会 午前9時57分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から3月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和5年3月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は20名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号23番難波朋裕委員と議席番号6番武本章吾委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 おそれいります、平井委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (平井委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて11件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が10件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から11番について調査票をもとに説明】 2番についてですが、こちらは農業協同組合による使用貸借権設定の案件です。 通常、法人が農地において権利を取得するには、農地所有適格法人であることを要しますが、農地法第3条第2項但し書きの規定により、農業協同組合が農業協同組合法に基づいて、特定の事業や農業経営を実施するために権利を取得する場合に該当すれば、許可できることとなっております。 本案件について、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、提出された事業計画書により、申請法人は申請地において農業経営を適切に実施すると認められ、また

現地を確認したところ、農業上の利用には支障がないと判断されるため、許可意見とのことでした。

その他につきましては、特に問題のある案件はございませんでした。

このたびの案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、2番については農地法第3条第2項但し書きに該当するため許可、その他につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の11件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から11番までについて、許可、と決定いたします。

事務局、平井委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた平井委員に報告いたします。

議案第1号は、全件許可されましたことを報告いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、許可、と決定します。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から10頁にかけて21件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました21件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた21件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この21件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の21件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から21番については、許可、と決定します。 続きまして、11頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、山地委員、平井委員、に關係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 （ 山地委員、平井委員 退席 ） それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】 塩見でございます。ご説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、11頁から27頁にかけて89件の貸借権設定及び1件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。 まずは貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が18件、使用貸借が72件でございます。件数が1件多くなっておりますが、一枚の申込書に賃貸借と使用貸借があったためでございます。 利用期間の更新は20件、更新切れを含む新規は72件でございます。 件数が3件多くなっておりますが、1枚の申込書に更新と新規が混在していたためでございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが28件、農地所有適格法人によるものが4件、その他は個人でございます。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。 次に、27頁の所有権移転についてご説明いたします。 本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農</p>

地売買等事業による所有権移転でございます。

この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が農用地等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。

土地の所在は真備町上二万地内の農地でございます。

先月（2月）所有者から公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が買入れ、担い手へ売り渡すものでございます。引渡時期は令和5年3月27日を予定しております。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、貸借権設定及び所有権移転の全て承認が相当と判断いたします。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

（入室）

退室されていた2名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、28頁をご覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、28頁に1件の申請がありました。

これは、平成23年11月4日付けで、自己住宅として転用許可を受けていたが、転用事業者が変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。

この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号については、承認とします。

	<p>続きまして、29頁をご覧ください。 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】 板谷でございます。説明させていただきます。 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。 29頁の1番のとおり申請がありました。 特例適用を受けようとする申請人の自宅は玉島地内で、被相続人と同一住所でございます。事務局にて遺産分割協議書により、申請者が申請農地の相続人であることを確認しております。 今回の申請農地は概ねご自宅から約300mの範囲内に位置しています。現地を確認したところ、水稻・ぶどう等を耕作されているようでした。なお、申請地の1筆については、一部が倉庫として使用されておりますので、その部分を面積から差し引いて申告をいただいております。 以上のことから、この案件につきましては被相続人が生前農業経営を行っていたと判断されます。また、これらの申請農地には農業委員会の農地台帳上、耕作権の設定はございません。相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しております。 なお、相続税の申告期限（死亡の翌日から10か月以内）につきましては、担当の税理士が税務署担当者と協議のうえ10か月以内に農業委員会へ書類を提出されていればその結果待ちでよいと聞いております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号については承認とします。 続きまして、30頁をご覧ください。 議案第7号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の廃止について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第7号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の廃止についての説明】 小山です。説明させていただきます。 30頁をご覧ください。 議案第7号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の廃止について」でございますが、農地の権利取得面積（別段の面積）とは、農地法3条の許可申請時の要件となる下限面積のことでございます。 平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、同定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、倉敷市においても全区域について、20アールから50アールの下限面積を設けています。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改</p>

正法」という。)が公布され、施行日が令和5年4月1日となったことから、同日以降現行の下限面積要件は適用されなくなります。

当該別段の面積の公示は、改正法の施行に伴いその効力を失うことから、令和5年3月31日限りで、農地の権利取得面積(別段の面積)を廃止するものです。

各地区協議会でご審議いただきましたところ、異議なく承認との事でした。

総会でご承認をいただきましたら、速やかに告示し周知する予定です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、議案第7号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第7号については承認とします。続きまして、31頁をご覧ください。議案第8号「農地転用許可制度の運用について【立地基準】の改正について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第8号 農地転用許可制度の運用について【立地基準】の改正についての説明】板谷です。説明させていただきます。

議案第8号「農地転用許可制度の運用について【立地基準】の改正について」でございますが、31ページをご覧ください。

この度の改正の趣旨については、平成24年11月1日から施行されている「農地転用許可制度の運用について【立地基準】」のうち、「社会福祉施設」及び「医療施設・その他社会福祉施設」の基準について、倉敷市が施行する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に即した内容とするため、見直しを行うものでございます。

続いて32ページ、33ページをお開きください。

各ページの左半分が改正案で、右半分が現行の基準です。

現行では、右半分の「社会福祉施設」の中に、「通所介護(デイサービス)」及び「短期入所生活介護」を含めていたところですが、倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画においては、これらの施設を計画に位置付けていないことから「その他社会福祉施設」に分類し、また同時に各施設の名称について、それぞれの計画に即した名称に改めるとともに、※印などの説明の表記を明確化したものでございます。

なお、今回の改正によって、これまでの運用が変わることはなく、施設の分類の見直しと、名称及び表現を明確化するための改正でございます。

以上の内容で、この改正を令和5年4月1日から施行する予定でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、議案第8号につきましては、改正案のとおり承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第8号については承認とします。審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局	<p>【報告第1号から第7号について報告・説明】</p> <p>成田です。報告いたします。</p> <p>34頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、34頁から38頁にかけて18件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に39頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、39頁から40頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に41頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、41頁から48頁にかけて40件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に49頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、49頁から51頁にかけて12件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に52頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが52頁から53頁にかけて3件の買受適格証明願が提出されました。</p> <p>本件は農地の転用目的での競売において参加資格を求める案件でございます。</p> <p>買受適格証明書の手続きにつきましては、市街化区域内の転用届出の手続きに準じて行い、事務局長専決で事務処理を完了し買受適格証明書を交付しております。</p> <p>次に54頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可の取り止めについて」でございますが54頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に55頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農用地利用配分計画について」でございますが55頁から56頁にかけて9件の計画が岡山県知事に提出されました。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、権利設定がなされたもの及び借手の変更により権利が移転されたものでございます。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。

次に追加議案、ご覧ください。

追加議案第1号「倉敷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について」及び、追加議案第2号「令和5年度の最適化活動の目標の設定等について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

【追加議案第1号「倉敷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について」及び、追加議案第2号「令和5年度の最適化活動の目標の設定等について」の説明】

塩見でございます。それでは1号・2号を一括でご説明させていただきます。

追加議案の1頁をご覧ください。追加議案第1号倉敷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂についてでございます。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）が改正され、「農地等の利用の最適化」が農業委員会の必須業務として位置付けられました。

農業委員会はこれらの業務を推進するため、法第7条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んで行くよう具体的な目標と推進方法、目標の達成に対する評価方法等を指針として定めるものとされています。

本指針は平成30年4月25日付けで策定され、2023年（令和5年）3月を目標年度としていたことから、見直しを行うものです。

それでは2頁をご覧ください。加筆修正箇所は下線を引いております。

この度の改訂は農林水産省から農業経営基盤強化促進法の改正内容等を反映させるよう通知が出されたため加筆・修正したものでございます。

第1基本的な考え方でございますが、中段13行目でございますが「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があることを加筆。また、下から7行目の目標達成状況に対する評価方法等を記載する必要があるため加筆。下から5行目は改正基盤法により策定された県及び市の基本構想を踏まえた長期的な目標を示すことを加筆しました。

次に3頁をご覧ください。こちらも通知に基づき加筆したものです。

第2具体的な目標、推進方法及び評価方法でございますが、評価方法の文言を加筆。

(1) 遊休農地の解消目標でございますが、目標は農業振興ビジョンと同様の令和13年3月（令和12年度末）としており、遊休農地の割合は農林水産省の指導により「0パーセント」を目標としております。管内の農地面積は直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積でございまして、以降同様でございます。

次に4頁をご覧ください。(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法でございます。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。を通知に基づき加筆

2 担い手への農地利用の集積・集約化について(1) 担い手への農地利用集積目標につきましては「倉敷の魅力ある農業経営（基本構想）」の目標である43パーセントを目標集積率といたしました。

【参考】といたしまして担い手の育成・確保の目標を記載しておりますが、こちらでも基本構想の目標に準じて、担い手の数を360経営体としております。

次に5頁をご覧ください。(3) については4頁の遊休農地発生防止・解消と同様に評価方法を加筆しました。

3 新規参入の促進について(1) 新規参入の促進目標は基本構想の目標である年間12経営体としております。

次に6頁をご覧ください。(3)新規参入の促進の評価方法については5頁同様に評価方法を加筆しました。最後に第3「地域計画」の目標を達成するための役割を新たに追加しました。

倉敷市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、倉敷市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力の5つでございます。

以上が指針の改訂案についての説明でございました。

続きまして追加議案第2号についてご説明いたします。

7頁をご覧ください。追加議案第2号令和5年度の最適化活動の目標の設定についてでございます。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に係る活動(以下「最適化活動」という。)を実施することとされています。

農業委員会は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)により、最適化活動を実施するに当たって成果目標及び活動目標を設定するとされていることから、ご審議をお願いするものです。

それでは8頁をご覧ください。大切な箇所をご説明いたします。

まずは、I農業委員会の状況でございますが、こちらは令和5年4月1日現在でそれぞれ記載しております。

次に9頁をご覧ください。II最適化活動の目標1最適化活動の成果目標(1)農地の集積の②目標をご覧ください。目標年度は令和9年度、集積率は43パーセント、今年度末の集積面積は1,116ヘクタール、令和5年度末の集積率30.5パーセントを目標としております。

次に(2)遊休農地の解消の②目標をご覧ください。既存遊休農地の解消として緑区分の解消面積を21.4ヘクタールとしました。

次に10頁をご覧ください。(こちらが一番大切なのですが)2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数は今年度と同様で月10日としました。ちなみに令和4年4月から9月の平均は7.1日ございました。

次に(2)活動強化月間の活動目標についてでございますが、設定回数を3回としております。取組時期としましては、11月、12月、1月としておまして、基盤法の改正について周知し、農地中間管理機構を仲介した貸借に切り替えを促す。遊休農地の解消月間として、所有者等に今後の農地利用についての意向把握を行う。目標地図の素案を作成するための話し合いの場に参加するなど、取り組みたいと考えております。

以上が令和5年度の目標設定の説明でございます。

なお、目標につきましては岡山県農業会議へ確認を求めることが必須となっております。現在確認中でございます。修正するよう指摘された場合は内容が変更される場合がありますので、そのあたりもお含みおきいただき、ご承認をいただきたく存じます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。ご

議長

事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「倉敷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について」及び、追加議案第2号「令和5年

度の最適化活動の目標の設定等については、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、追加議案第1号及び追加議案第2号について、承認とします。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。
事務局から何かありますか。

吉井副参事 **【事務局から連絡事項を伝える】**

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は4月12日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時37分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年3月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員